

八尾市こども計画

令和7(2025)年度 推進状況



令和8(2026)年8月
八 尾 市

こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います

(1) こどもの視点で考える社会づくり

【成果】

①**子どもの権利に関する普及啓発**

- ・教育委員会と連携し、八尾市内の小・中学生が持つパソコン端末のデスクトップにこども計画について学ぶことができるこども向けウェブサイトへのアイコンを設置した。
- ・ひゅーまんフェスタでは、SNSやまちのコインを活用した広報活動を行うことで、初参加の方を多く呼び込むことができ、普及啓発につながった。
- ・子どもの人権をテーマとした研修において、職場研修を1回、地域主催の研修を2回開催した。
- ・教職員向けの研修及び児童・生徒に関わる教職員向けの研修を実施した。
- ・小学校、義務教育学校の入学説明会で、「子どもの権利条約」リーフレットを配付した。保護者の子どもの権利を尊重する意識の醸成を図るとともに、人権教育学習教材としても活用した。
- ・人権保育・子どもの権利擁護推進研修への参加による、他市間交流や学習を推進した。

②**こどもの意見表明の機会づくり**

- ・令和7年5月にこども向けウェブサイトにてこどもの意見表明ツールとして常設型「こどものこえ」の投稿ページを作成した。教育委員会と連携し、市内小・中学生に向けて周知を行い多くのこどものこえの投稿につながった。
- ・子ども・若者育成支援提案事業において、市民の主体的な取り組みを通じてこども・若者の意見形成の支援や意見表明の機会づくりの創出に寄与した。

③**こどもの意見を反映する仕組みづくり**

- ・市民意識調査により、幅広い世代の意見を把握し八尾市第6次総合計画を推進するため、基本計画に基づき、実施計画を策定した。総合計画審議会において若者委員を任用し、次期総合計画の策定にあたり、若者の意見を収集できるよう、公募方法等を検討した。
- ・こどもまんなか社会の実現に向けて、こども計画策定時に多くあつまったこどものこえをこども・若者自身が実現する「こどもまんなか社会実現事業」を実施し、意見反映の仕組みづくりに取り組んだ。

【課題】

①子どもの権利に関する普及啓発

- ・小・中学生のパソコン端末以外にも、多機関連携によるこども計画、子どもの権利について普及啓発の実施を検討する必要がある。
- ・ひゅーまんフェスタに参加する小学生をはじめとするこどもが人権について学べるよう内容の充実を図る。
- ・職員や市民の人権意識の高揚を図ることは非常に重要であり、主体的に人権を学ぶ仕組みづくりの構築が必要である。
- ・学校において、子どもの権利についての学習を充実させる必要がある。
- ・子どもの権利についてこどもや保護者に向けて、より効果的な周知方法を模索する。
- ・人権保育・こどもの権利擁護推進研修に参加した職員が各園へ一層の水平展開を図る必要がある。

②こどもの意見表明の機会づくり

- ・こども向けウェブサイトに関して、市内小・中学校のこどもたちに向けて周知を行った当初は、数多くの「こどものこえ」の投稿があったが、次第に減少したことから継続的な周知アナウンスが必要である。また、いただいたこえに対するフィードバックを実施することで、こどもがこえを聞いてもらっていると実感してもらえるよう対応する。
- ・これまでの提案事業は、こども・若者は取り組みの参加者としての位置づけが強かったため、若者が主体的に意見表明が出来る機会として、若者がチャレンジできる事業環境へ取り組んでいく必要がある。

③こどもの意見を反映する仕組みづくり

- ・市民委員は公募による選任としているため、特定の世代を任用することはできず、若者世代の応募者を確保することが課題である。応募方法や周知方法の工夫のみでは応募者数や委員就任につながる効果を事前に見込むことは困難であり、継続的に検証と改善を行う必要がある。
- ・こどもまんなか社会実現事業において、こども・若者の意見反映の仕組みづくりに取り組んだが、今後は、庁内他部局地域へも当該仕組みを浸透させていくことが必要である。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
がんばる「八尾っ子」応援事業で表彰を受ける団体・個人の数	14件	22件				
こどもの居場所づくり事業補助金交付団体の実施することの居場所延べ参加者数	4,469人	9,107人				

【成果】

① こどもまんなかまちづくり

- ・こどものこえでとりわけ多かった意見をもとに、こども・若者が主体となってまちづくり企画と意見反映の仕組みづくりをおこなう「こどもまんなか社会実現事業」を実施し、若者の政策へ参画に対する機運醸成に寄与した。
- ・高齢者ふれあい農園において地域の児童・生徒とのふれあい交流活動に取り組むことで、地域住民の交流の場の提供につながった。
- ・「ボール遊びができる公園（こどもを含めた地域住民の合意を基に、ボール遊びに関するルール策定を前提）」の整備に向けて、対象となる公園の選定方法や充実可能な国費の検討を行った。

② こどもが活躍できる機会づくり

- ・令和7年度がんばる「八尾っ子」応援事業では、スポーツや文化活動において顕著な成績をあげた22人のこどもたちを表彰および応援した。八尾市を全国発信するとともに、こどものさらなる可能性の広げ、個性や能力の向上に寄与した。
- ・文化財施設を活用して、親子で歴史に触れる体験、ものづくりやクイズラリーなどさまざまなイベントを実施した。そのほかにも古民家を活かして防災に関連づけた事業を行うことでこどもの各種能力の養成に寄与した。
- ・青少年及び関係団体に対して、多様な活動の場を提供するために青少年施設の管理運営を行った。利用率は増加傾向にあり、青少年の様々な体験活動に活用されている。
- ・生涯学習センターでは、市民ニーズを踏まえた各種講座を実施し、学習機会を提供した。
- ・青少年会館において、放課後や長期休業中に学習会やスポーツ、文化活動、交流会を開催。さまざまな体験を通じて児童の「生きる力」と健全育成に寄与した。夏休み等の長期休業中はインターンシップ等の導入により各種活動の内容充実を図った。

③ こどもが安心して過ごせる居場所づくり

- ・令和7年度こどもの居場所づくり事業において、15団体に対して事業補助金を交付することで、居場所の運営及び立ち上げを支援した。延べ参加人数は9,107人と多くのこどもたちの居場所の提供につながった。
- ・重層的支援体制整備事業においては、複合的な課題のある人が、地域での生活が継続できるよう、社会福祉協議会や民間企業等と連携し、地域社会に参加できる機会を確保し、孤立させない地域づくりを進めた。
- ・令和7年度より市内小学校の一部を新たな居場所とするスクールキッズ・スクエア事業を実施した。モデル事業として上之島小学校と東山本小学校の2校にて開始。児童の成長段階等に応じ、保護者等が「放課後児童室事業」と本事業を選択できる環境を整備した。
- ・八尾市学校体育施設開放事業を通じて、スポーツ活動の推進を目的に、身近な学校施設を地域住民、子どもたちに開放することで、放課後や休日に安心して運動に親しめる「居場所」の確保に貢献した。
- ・低学年育成事業及び青少年健全育成事業で放課後や長期休業中に各種教室、講座等のさまざまな体験を通じてこどもの居場所づくりに寄与した。

④ こどもの可能性を広げるためのジェンダーギャップ解消

- ・男女共同参画に関する意見交換会において、さまざまな状況におかれた若者に参加してもらい、ともに意見を出し合い考えることでさまざまな気づきや、参加者同士や八尾市とのつながりを深める良い機会となった。
- ・市民に寄り添った相談体制を構築することで計画値をこえる人権相談を受付けした。20代の若者から職場やSNS等に関連した相談を受けるなど、こどもや若者の声を丁寧に聴き取り、必要に応じて専門の相談機関を紹介するなど、困りごとや悩みが解決するように努めた。

【課題】

①こどもまんなかまちづくり

- ・「こども・若者の意見反映の仕組み」に関して、庁内から市内へとオール八尾市で活用されるための周知や庁内および地域団体に円滑に導入される手法について検討、取り組みをしていく必要がある。
- ・子どもたちとの世代間交流を行う高齢者ふれあい農園においては、入園者の高齢化や趣味の多様化などの理由から入園者数が減少している。入園者募集について工夫が必要となる。
- ・ボール遊びができる公園の整備を進めるにあたり、こどもの意見の聴取方法や反映方法について検討が必要である。

②こどもが活躍できる機会づくり

- ・がんばる「八尾っ子」応援事業においては、累積している審査経過を活用・更新していくことで、スポーツや文化活動の新たな種目や分野にも対応していくことが必要である。
- ・文化財施設を活用したイベントを継続するとともに、ニーズに合わせた講座・イベントを行い、より郷土の歴史や文化財に触れる機会を増進していく必要がある。
- ・青少年施設運営にあたっては、施設利用率の維持と併せて、利用者の安全確保のために施設や備品の整備を計画的に実施していく必要がある。
- ・生涯学習センターにおける講座受講者数は、計画値に及ばなかったため、参加意欲を高める魅力ある講座を実施する。
- ・青少年会館においてニーズにあった教室・講座等の充実を図る必要がある。

③こどもが安心して過ごせる居場所づくり

- ・こどもの居場所運営者が居場所を継続して運営できるよう、運営者の声に耳を傾け、寄り添うことが必要である。また、こどもたちにこどもの居場所について知ってもらうため、さまざまな形で周知することが求められる。
- ・地域生活課題の早期発見や発生の防止に向けて、地域住民相互の交流を行う拠点の拡充等の地域づくりを推進する必要がある。
- ・スクールキッズ・スクエアの利用児童数の増加に伴う対応を検討する必要があるため、小学校や教育委員会と密に連携をとり施設整備を行う必要がある。
- ・公共施設を居場所として解放するにあたっては、一部の利用団体の施設利用ルール遵守やマナーに関する課題が見受けられる。安全確保と環境維持のため、利用団体へのルール・マナーの遵守への理解と遵守を求めていく。

④こどもの可能性を広げるためのジェンダーギャップ解消

- ・若者（主に大学生）の意見交換会においては、特定の大学のみならず、幅広い大学から若者が参加してもらえるような取り組みを進める必要がある。
- ・人権相談の内容は多岐にわたり、近隣トラブルなどの解決が困難な問題も多い。相談者の悩みや困りごとを丁寧に聴き取りと相談内容の整理を行い、適切な専門相談機関へつなげていく必要がある。

(3) 途切れることのない子どもへの支援

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
子ども・子育てに関する総合相談件数	15,216件	15,122件				
地域交流会の開催回数	3回	3回				
こどもの居場所把握団体数	23団体	26団体				

【成果】

① 子ども総合支援センター「ほっぷ」と多様な支援がつながる体制づくり

- ・関係部局及び地域団体に切れ目のない支援推進会議に参加してもらい、多様な意見を聴取することで多様な居場所づくりの推進につながった。
- ・自立相談支援機関においては、関係機関間の連携強化を図るとともに、複合的な課題を有する人に対して、アウトリーチによる寄り添い支援につながる体制の充実に推進した。
- ・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、切れ目のない包括的支援を行うため、母子保健、児童福祉の両機能を備えた子ども総合支援センター「ほっぷ」における体制整備の充実に図り、地域のさなざまな機関とつながり、総合的な支援を実施した。また、専門職の配置を進め、センターの体制強化を図った。
- ・母子保健担当が、地域子育て支援拠点、こども園と連携を行うことで、支援が必要な親子の情報共有や事業内容改善や子育て支援情報の共有、地域子育て支援拠点の周知を行うことができた。利用者一人ひとりに合わせた支援や情報提供を行った。
- ・教育相談事業においては、教育センターに来所しにくい相談者に対して送迎車の運行や青少年センターを利用する等、相談しやすい工夫を図るとともに、研修等を通して相談員の資質向上を図った。
- ・地域内のこども園や学校、施設等関係機関が定期的に連絡会を開いており、子どもに関する相談があった時にスムーズに連携できる関係を構築している。

② 地域資源の開発

- ・整備や運営に関する助言や修繕等を実施した小学校区集会所について、現地訪問や役員からの聴き取り等により、いずれも、会議、サークル活動、教室、子育て及びその他地域活動の拠点施設として有効活用されている。
- ・こどもの居場所づくり連絡会議において、新たに教育委員会や大阪府こども食堂ネットワーク事務局に参画いただいたことで、居場所同士だけでなく様々な関係機関とのつながりを持つことができ、効率的に情報共有ができる顔の見えるつながりづくりの一助となった。
- ・地域での生活が継続できるよう、社会福祉協議会や民間企業等と連携し、地域社会に参加できる機会を確保し、孤立させない地域づくりを進めた。
- ・つどいの広場では、地域の子育て支援活動や市の事業等利用者に有用な情報の共有、対人スキルやこどもの遊びについて学ぶ研修や地域交流会を実施した。本事業の運営やアドバイザーのブラッシュアップにつながった。

【課題】

① **こども総合支援センター「ほっぷ」と多様な支援がつながる体制づくり**

- ・ 包括的な支援体制のさらなる強化に向け、相談支援情報の共有化を充実していく。
- ・ 支援につながらない人や世帯に対し、アウトリーチによる支援ができるよう、引き続き相談支援員のスキルアップと相談対応の組織力向上を図る必要がある。
- ・ 相談内容の複雑化と相談ニーズの増加に対応するため、さらなる支援体制の充実と人材育成が課題である。切れ目のない子育て支援を推進する中で、こども総合支援センターの支援体制及び支援施策の充実は重要で、母子保健と児童福祉が一体となった「こども家庭センター」として機能するための相談支援体制の強化が求められる。
- ・ 早期就園の増加に伴い在宅子育て世帯は減少しているものの、孤立や周囲に頼れない子育て家庭は多く、いつでも開設している地域の子育て支援拠点の存在は重要である。こども家庭センターの一員としての地域子育て支援センターの役割にあった事業展開が必要である。
- ・ 相談内容の多くが発達や学習、不登校に関するものであり、相談支援だけでは解決しづらいため、学校を始め関係機関との連携が必要である。

② **地域資源の開発**

- ・ 今後も新たな地区集会所の設置や、既存の地区集会所の増改築等の補助を行い、こどもや子育て中の親がつながる居場所を確保する必要がある。
- ・ 複合的な課題のある人が、地域での生活を継続できるよう、関係機関・団体が連携し、地域社会に参加する機会を確保するとともに、地域生活課題の早期発見、発生の防止に向け、地域住民相互の交流を行う拠点の拡充等地域づくりをさらに進めていく必要がある。
- ・ 支援が必要な子どもや世帯が見られた際に、支援機関等へ円滑につなぐことができるよう、居場所と行政や関係機関、また、居場所同士で顔の見えるネットワークを強める必要がある。
- ・ 地域子育てつながりセンターは、より地域に開かれた運営を行うため、八尾市社会福祉協議会のネットワークを活かし、地域ボランティアの育成、地域団体の活性化や子育て資源の発掘、育成を実施していく。☑

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
学習支援事業への延べ参加人数	5,260人	4,800人				
就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合	49%	44%				

【成果】

①すべてのこどもへの学びの支援

- ・八尾こども未来塾参加者の出席率向上に向け、委託事業者と事業スケジュールの見直しや、参加者が継続して通塾したいと思えるような取り組みを検討した。こどもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上に寄与した。また、ケースワーカーやひとり親相談窓口が連携し、参加者のフォローを実施した。

②こどもの教育や生活に係る経済的支援

- ・生活保護資金貸付においては、低所得世帯や不慮の事情により、一時的に困窮した世帯のニーズに対応する緊急的な貸し付けとして寄与した。
- ・民生委員・児童委員との連携により、生活保護受給世帯が地域において安定した生活ができるよう支援を行った。
- ・特定教育・保育に係る生活保護世帯等の実費負担を軽減することにより、子どもたちの健やかな成長に寄与した。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する支援を適切に実施し、教育の機会均等及び児童生徒が学業に専念できる環境の構築に貢献した。
- ・経済的理由により高校・大学等への進学が困難なものに対する支援を適切に実施し、教育の機会均等及び生徒等が学業に専念できる環境の構築に寄与した。

③生活の安定に資するための支援

- ・生活困窮者支援調整会議等を活用し、個別ケースの情報共有や協議を行い、関係機関とチーム支援を実施した。
- ・就労意欲の低下がみられる保護受給者に対してはキャリアカウンセラーによるカウンセリングにより就労意欲を喚起するなど、きめ細やかな支援を実施し、保護受給者の自立を図った。
- ・地域就労支援事業において、他相談機関との連携を密にすることで、就労困難者への包括支援を強化した。就労困難者等の雇用状況が厳しい中、一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、就労に結びついた件数は増加した。
- ・求職者の就労支援や事業所の人材確保支援として、会社説明会・面接会の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を運営し、求職者と事業所のマッチングを行った。

【課題】

①すべての子どもへの学びの支援

- ・年度当初から年度末にかけ、出席率が減少する傾向にあるため、学習支援事業を利用する子どもの参加の継続を支える支援や、出席の維持・向上につながる取り組みが必要である。また、引き続き、ケースワーカー、生活困窮者自立相談支援窓口、ひとり親相談窓口等が連携し、必要な子どもが当該事業につながるよう取り組む必要がある。

②こどもの教育や生活に係る経済的支援

- ・債務者の実態に即した返済計画を立てるとともに、返済が滞っている場合は、生活支援相談センターを案内や関係機関と連携するなど、自立に向けた支援を行う必要がある。
- ・教育の機会均等を図るものであり市民ニーズは高い。国の動向をふまえて、制度の在り方を常に模索しておく必要がある。
- ・支援を要する児童生徒の保護者に対し適切な支援を行えるよう制度のあり方を引き続き検討が必要である。

③生活の安定に資するための支援

- ・支援につながらない人や世帯に対し、アウトリーチによる支援ができるよう引き続き、相談支援員のスキルアップと相談対応の組織力向上が必要である。
- ・法で定めるケースワーカーの標準数を満たしておらず、きめ細やかなケースワークの実施が困難な状況となっている。各世帯の生活状況等の把握に必須である訪問調査を計画どおりに実施できるよう、組織体制の見直しが必要である。
- ・身体的・精神的に何らかの問題を抱える就労困難な世帯に対して、課題を解決し就労を実現できるよう寄り添った支援が求められる。
- ・就労困難者等の課題の複雑化により、就労に至るまでの期間が長期化する傾向にあり、就労実現のために事業所への理解の醸成を図っていく必要がある。

（５）多文化共生の推進

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
外国人相談事案件数	2,192件	2,037件				

【成果】

①文化の多様性を認め合う環境の醸成

- ・国際理解教育事業の卒業生をはじめとする青少年が、自ら学んだ経験を生かし、よき「先輩」という形でスタッフとして指導にあたる等、多文化を理解しあえる取り組みを行った。
- ・外国人相談事業では、相談者に寄り添った相談対応に努め、外国人市民にとってのセーフティーネットとしての役割を果たした。

②外国にルーツのあるこどもへの支援

- ・日本語指導が必要な児童生徒に対して、言語介助員や日本語指導補助員等の派遣等を実施し、円滑な学習面・生活面での適応を支援した。
- ・八尾市国際交流センター事業「SALA」では、子どもや保護者からの口コミにより参加者が増加しており、地域の中で安心して過ごせる居場所として認知が広がっている。学習支援だけでなく、国籍を越えた子ども同士や大人との交流、また異年齢の関わりを通じて、自己肯定感の向上や社会性の育成にもつながっており、保護者同士のつながりづくりや情報交換の場としての役割も果たした。

【課題】

①文化の多様性を認め合う環境の醸成

- ・国際理解教育事業では、外国にルーツのある子どもの増加に対応できるよう、関係機関との連携の充実が必要となる。
- ・八尾市では、年々、外国人市民数の増加に加え、国籍の多様化も進行してきているため、相談窓口にはそれぞれの文化や価値観に対する理解がより一層求められる。また、外国人市民に対しても、日本の文化や生活ルールについて理解を促していく必要がある。

②外国にルーツのあるこどもへの支援

- ・日本語指導が必要な児童生徒の増加及び少数散在化や使用言語の多様化が進んでおり、日本語指導補助員等の確保が課題である。
- ・「SALA」の参加者増加に伴い、子どもの年齢や日本語能力、学習ニーズの多様化が進んでいるため、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援体制の充実が求められる。また、継続的な活動を支えるためのボランティア人材の確保・育成が課題となっている。

（６）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

アウトプット指標	基準値 令和５年度 (2023年度)	令和７年度 (2025年度) 実績	令和８年度 (2026年度) 実績	令和９年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
児童発達支援センター事業への通所児童数	92人	83人				
児童発達支援、放課後等デイサービスの実利用者数	1,314人	1,807人				
支援を要する児童生徒の課題改善率	96.60%	94.70%				

【成果】

①障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり

- ・障がい児を対象に、歯科診療になじむための講習とブラッシング指導、フッ素塗布などを個別に行った。
- ・四肢及び体幹に機能障がいをもつ児童に対して療育を行い、保護者に対しても必要に応じた援助・指導を行うとともに、通所困難な児童に対し、専門職が訪問し適切な支援を行った。また、認定こども園等在籍の児童の包括的な支援のため、当該児童への直接支援、施設職員への支援を行うことにより、適切な支援を提供した。さらに、児童発達支援事業所等の施設との連携を図るため、他施設への訪問や研修、見学の受入れ等を行った。
- ・障がい児支援事業については、関係機関と連携することで効果的な周知が図れた。
- ・障がい福祉サービス事業では、重度障がい児の家庭等に対しては計画相談支援員等を案内することで適切な福祉サービスがもれなく適切に利用できるよう支援した。
- ・子どもの発達や障がいの状況にあった相談対応ができるよう相談員の資質向上を図るため、ケース会議、研修、専門家からの助言等の取り組みを行っている。児童、生徒、保護者が納得した上で、学びの場を決定できるよう、就学相談についての理解を深めてもらうため、保護者向けの説明会や、就学前施設職員に対する研修会を実施した。
- ・各園での支援児担当者会議では、支援児に対する保育等の情報共有や教育センターで実施する巡回指導で学習したことを確認し、話し合う等することで教育・保育の質を向上させることができた。
- ・配慮が必要な就学前児童（３歳児から５歳児まで）を対象に、関係機関と児童情報を共有したうえで、保育サポート認定基準に基づき就学前教育・保育施設への適切な利用調整を行った。

②障がいのある子ども学びの充実

- ・支援学級、通級指導教室などにおける支援を要する児童生徒の学習支援として、特別支援教育支援員や看護助員を学校に配置するとともに、専門家による巡回指導、特別支援教育コーディネーター研修や障がい理解に向けた研修の実施、手話通訳の派遣など環境整備を行った。
- ・各就学前施設が特色ある取り組みを効果的に推進できるよう、円滑な園運営や保育実践のあり方など、教育・保育要領に基づきながら、保育者のモチベーションにもつながる指導助言を行った。また、関係機関との連携を進め、基本方針に沿った事業展開をした。

③慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援

- ・小児慢性特定疾病医療費助成を通じて、対象となる家庭の経済的負担を軽減した。併せて、相談対応を行うことで療養生活の不安解消に向けて、関係機関と連携支援につなげることで、安心して療養できる環境づくりに寄与した。
- ・指定難病の医療給付申請受付窓口では、迅速かつ的確な事務遂行に努め、かつ相談対応を通じて療養生活の不安や困りごとを早期に把握し、関係機関と連携した支援につなげた。

【課題】

①障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域づくり

- ・障がい児及び家族に対し、障がい者（児）歯科予防教室について広く認知してもらう必要がある。
- ・児童発達支援センターの機能を充実させるために、多機関との連携強化を図るとともに、アウトリーチ型支援を含む相談支援機能を高めていくために、専門職の適正配置及び育成が必要である。また、診療所機能の拡充にむけて、老朽化している施設の整備と専門職の適正な職員配置が必要である。
- ・障がい児通所サービスの利用者数は年々増加しており、受け皿となる事業所数の確保及び質の向上が求められる。
- ・障がい児童の支援においては、必要とするサービス提供時間が重なることから、ヘルパーの確保が課題である。
- ・入学先となる学校の教職員も児童生徒理解をより一層深め、校内支援体制を構築する必要がある。
- ・各園の担当者会議を充実させることで、障がい児保育の内容が、引き継がれ高められていくようにする。
- ・医療的ケア児については受け入れを行う施設が少なく、供給が追いついていない。引き続き、既存施設での医療的ケア児の受け入れに係る交渉を行う必要がある。

②障がいのある子ども学びの充実

- ・支援を必要とする児童生徒は増加の一途をたどっており、必要な支援の内容も様々であるため、一人一人の児童生徒に対する合理的配慮や基礎的環境整備等をより進められるよう、インクルーシブ教育の推進等が課題である。
- ・園内研究会などの充実を図り、市内就学前施設の保育の質向上を図る必要がある。多様な子どもたちがともに育ち合う環境づくりを進めるため、関係機関との連携強化、研修や巡回指導の充実を図る必要がある。架け橋プログラムにつながる取り組みの一環として研修内容を見直し、関係部局と連携協力をしながら実施することで、幼児教育と小学校教育の円滑な接続となるよう努める。

③慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援

- ・小児期から成人期へのスムーズな移行に向けた切れ目のない支援体制の構築や経済的支援のみならず、長期療養に伴う本人の生活の質向上、ご家族の介護疲れの解消等、多様化・複雑化するニーズに寄り添い細やかな対応が必要である。

(7) 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等への支援

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
児童虐待相談件数	9,620件	2,985件				
児童育成支援拠点事業（居場所）の利用人数	-	11人				
子育て世帯訪問支援事業（ヘルパー派遣）の利用件数	91件	39件				
要支援児童等見守り強化事業（配食）の利用件数	6件	15件				

【成果】

①児童虐待防止対策等のさらなる強化

- ・児童家庭相談担当職員の資質向上のため積極的な研修受講や相談体制の再構築等、相談支援体制の充実に努めた。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携のもと、虐待通告対応、要保護児童への見守りと支援を行った。
- ・母子保健係、地域子育て支援拠点、こども園との連携を行うことで、支援が必要な親子の情報共有や事業内容改善や子育て支援情報の共有、地域子育て支援拠点の周知を行うことができた。利用者一人ひとりに合わせた支援や情報提供を行った。
- ・母子保健法に基づき、乳幼児に対して集団方式で効率的に健康診査等を行い、疾病の予防・早期発見、早期治療、虐待の発見、保護者の育児不安の軽減を図ることができた。

②社会的養育を必要とするこどもへの支援

- ・家庭や学校に居場所を持ちにくい児童等に対して、安心して過ごせる場を提供し、生活習慣や学習面への支援を行った。日常的な関わりを通じて、児童の状況把握や自己肯定感の向上、安定した生活につながる支援を実施した。
- ・家庭の状況に応じた訪問支援が着実に実施され、支援を必要とする世帯に適切な支援を届けることができた。また、家事・育児の負担軽減や養育環境の安定につながるなど、家庭に寄り添った支援を推進した。
- ・支援ニーズの高い子ども等に対して配食を通じた見守りを行い、家庭の状況把握と必要な支援へのつながりを進めることができた。また、関係機関との連携により、子育て世帯の孤立防止や児童虐待の未然防止に向けた支援体制の強化が図れた。

③ヤングケアラーへの支援

- ・こども総合支援センター「ほっぷ」においては、家庭支援事業の充実を通じて、困難を抱える世帯とつながり、家庭の孤立を防ぐ実効性のある支援体制が確立された。また、ヤングケアラー支援の認知度向上施策の取り組みにより、早期発見・早期対応に向けた相談・連携体制の強化につながった。

【課題】

①児童虐待防止対策等のさらなる強化

- ・対応ケースの問題の複雑化に加え、虐待相談件数や通告件数の高止まりにより、要保護児童対策地域協議会の事務局運営負担やケース対応の負担が増加している。相談員の人員の確保などの相談体制の充実や、虐待通告への対応力向上、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営、関係機関との連携強化が課題である。
- ・早期就園の増加に伴い在宅子育て世帯は減少しているものの、孤立や周囲に頼れない子育て家庭は多く、いつでも開設している地域の子育て支援拠点の存在は重要である。こども家庭センターの一員としての地域子育て支援センターの役割にあった事業展開が必要である。
- ・今後も健康診査の未受診児の把握に努める。

②社会的養育を必要とするこどもへの支援

- ・養育環境等に課題を抱える児童や家庭に対しては、居場所の提供に加え、生活習慣の形成や学習支援、相談対応など、個々の状況に応じた継続的な支援が求められる。
- ・支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるための体制整備が必要となる。また、家庭ごとの状況に応じた継続的な支援を行うため、支援員の確保や関係機関との連携強化が課題である。
- ・支援ニーズの高い子ども等を継続的に見守るため、対象世帯の把握や支援の必要性を適切に判断する体制づくりが課題となり、配食を通じた見守りを確実に支援につなげるため、関係機関との連携強化や支援員の確保が必要である。

③ヤングケアラーへの支援

- ・相談内容の複雑化と相談ニーズの増加に対応するため、さらなる支援体制の充実と人材育成が課題となる。切れ目のない子育て支援を推進する中で、八尾市こども総合支援センターの支援体制及び支援施策の充実は重要であり、母子保健と児童福祉が一体となった「こども家庭センター」として機能するための相談支援体制の強化が求められる。

(8) こどもの心身の安全を守る取り組み

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
精神保健福祉相談延べ件数	5,868件	4,689件				
防犯灯補助灯数	326灯	360灯				
赤ちゃんの駅登録施設数	53施設	52施設				
青少年健全育成に関する地区住民懇談会の実施地区数	15地区	16地区				
「こども110番の家」掲出協力戸数	3,559戸	3,505戸				

【成果】

① こどもの自殺対策

- ・精神保健福祉相談を実施したことにより、市民の精神疾患に係る治療の必要性の判断や医療受診の促進を図るとともに、市民に精神保健に関する問題や解決方法を周知することができた。
- ・ゲートキーパー養成講座等を実施したことにより、自殺対策の重要性を広く周知するとともに、市民やこどもに関わる支援者等に対して必要な情報を提供することができた。

② こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止

- ・防犯灯や防犯カメラを設置することで、地域における犯罪の未然防止と、安全で明るい地域づくりを行い、子どもを含む市民に安心感を与えている。
- ・市内の未就学施設や小学校等で施設関係者と協議し、年齢に対応した交通安全教室を実施した。また、地域や関係機関と連携し、家庭内でのこどもの交通ルール理解向上を図るため、親子が参加するイベント等にて啓発活動を実施した。
- ・通学路等の歩道の段差解消や水路暗渠化による歩行空間の確保等を実施し、安全性・利便性を向上させることができた。

③ 青少年健全育成の推進

- ・青少年会館においては、平日の月～金曜日の放課後及び長期休業中に学習会、遊び、スポーツ、図書活動、サークル活動、地域内交流などさまざまな体験を通じて児童の「生きる力」と健全育成を図った。また、館外学習やさまざまな体験活動を通じて、各種教室・講座を実施することができた。
- ・各地区の住民懇談会をはじめとするさまざまな活動を通じて、青少年の健全育成に関する啓発等を行った。
- ・八尾市青少年育成連絡協議会と連携し、青少年に対し多様な学びの場や活動の場を提供した。また、こども会育成者や青少年指導員に対し、啓発や講習を実施した。

【課題】

①こどもの自殺対策

- ・精神保健福祉相談において、こどもや家族等こどもに関わる人への支援にあたっては、関係機関等との連携による包括的な支援が必要である。
- ・市民に自殺対策の重要性を広く周知するとともに、こどもや家族等こどもに関わる人が適切な支援につながれるよう、ゲートキーパー養成講座等を継続する必要がある。

②こどもの安全の確保や非行等問題行動の防止

- ・町会等が維持管理している防犯灯の中で、市への移管を希望する防犯灯については市へ移管を行っているが、市内約20,000灯の防犯灯があると推測されるため、全てを市に移管するには相応の時間と労力を要する。移管した後、適切な管理を行うための管理方法の検討が必要である。また、防犯カメラについてはその故障や不具合を把握し、リース会社と協力しながら、適切な維持管理をする必要がある。防犯カメラを設置することで、プライバシーの問題が生じてくるため、カメラの設置場所や画角については、設置前に検討する必要がある。
- ・交通ルールに対するこどもを含めた家庭内での意識の向上を図るため、さらに親子が参加する交通啓発イベントの内容を充実させる必要がある。また、地域との連携を深め交通ルールの周知・啓発を行う必要がある。
- ・用地買収等による歩道整備は困難であることから、公共用地（水路敷等）の活用のほか、民間開発による道路後退等、市民の理解と協力が不可欠である。

③青少年健全育成の推進

- ・教育委員会で定めた「青少年健全育成のあり方」に基づき、青少年健全育成事業を拡充して全市的に実施すること、低学年育成事業を段階的に終了して児童の居場所としての機能は維持することが決定しており、円滑な移行を進めていく必要がある。
- ・行政と地域・家庭が協力して青少年の健全な育成を進めていくため、より多くの市民に啓発活動やイベント等に参加してもらえるよう工夫していく必要がある。
- ・少子化の影響や地域のつながりの希薄化により、こども会への加入率も低い水準となっており、地域における活動が縮小している。

基本方向2

ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します

【めざす姿】 子どもや若者が、さまざまな状況に合わせた支援を受け、人の温かさの中で育つ「未来への育ちを誰もが実感できるまち」となっていると思う市民の割合	目標 令和11年度 (2029年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
	70%	32.2%				

(1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり～子どもの誕生前から幼児期～

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
妊婦の把握率	99.40%	98.8%				
1歳6か月児健康診査の受診率	96.50%	97%				
保育入所受入れ枠	8,791人	6,742人				
市内で働く保育士・保育教諭数	1,684人	1,808人				

【成果】

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実

- ・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、切れ目のない包括的支援を行うため、母子保健、児童福祉の両機能を備えたこども総合支援センター「ほっぷ」における体制整備の充実を図り、総合的な支援を実施した。また、専門職の配置を進め、こども総合支援センターとしての体制強化を図った。
- ・母子保健法に基づき、育児不安を解消するため、母子健康教育事業において、疾病予防や育児の知識について普及することができた。集団指導の手法のみならずオンデマンド配信も行い、効率的に事業を展開することができた。両親教室における父親参加率は88.2%で高水準が維持されており、父親に対する育児支援の役割も担っている。
- ・市民が妊娠届出面接や新生児訪問等を早い段階で利用できている。また、妊婦の把握、乳児家庭全戸訪問事業訪問率も安定している。養育困難なケースについて他課と連携を図りつつ、早期介入や対象者に必要な情報提供及び対応ができています。
- ・乳幼児に対して集団方式で効率的に健康診査等を行い、疾病の予防・早期発見、早期治療、虐待の発見、保護者の育児不安の軽減を図ることができた。
- ・妊婦等包括相談支援事業及び経済的支援を一体的に行うことにより、妊娠届出時から助産師等の専門職が子育てサービス案内や健康診査の受診勧奨、新生児訪問等の情報提供を個別に行った。また、妊婦のための応援ギフト(国の妊婦のための支援給付)を実施することで、流産・死産・中絶された方に対してアプローチができ、支援や情報提供をすることができた。

②子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実

- ・母子保健係、地域子育て支援拠点、こども園との連携を行うことで、支援が必要な親子の情報共有や事業内容改善や子育て支援情報の共有、地域子育て支援拠点の周知を行うことができた。
- ・両親教室、離乳食講習会について保護者の積極的な参加により育児不安軽減に努めている。
- ・保護者の疾病、育児疲れ等により一時的に家庭での養育が困難となった児童について、必要に応じてショートステイを実施した。一定期間養育及び保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることができた。
- ・子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、既存園舎の大規模修繕を行った。
- ・保育枠の拡大及び認定こども園等の安定した運営に必要な保育士確保を支援するため、私立認定こども園等に新たに正規職員として採用される保育士に対して補助を行った。
- ・配慮が必要な就学前児童（3歳児から5歳児まで）を対象に、関係機関と児童情報を共有したうえで、保育サポート認定基準に基づき就学前教育・保育施設への適切な利用調整を行った。また、在園児の保育サポートへの認定変更を年度途中に可能とする仕組みに基づき、運用を実施した。
- ・障がい児保育の利用ニーズは増加している一方、慢性的な保育士不足により、十分な加配保育士の配置に苦慮しているため、引き続き加配保育士の人件費補助を行った。
- ・各就学前施設が特色ある取り組みを効果的に推進できるよう、円滑な園運営や保育実践のあり方など、教育・保育要領に基づきながら、保育者のモチベーションにもつながる指導助言を行った。また、関係機関との連携を進め、基本方針に沿った事業展開をした。

【課題】

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実

- ・相談内容の複雑化と相談ニーズの増加に対応するため、さらなる支援体制の充実と人材育成が課題となる。また、八尾市こども総合支援センターは母子保健と児童福祉が一体となった「こども家庭センター」として機能するための相談支援体制の強化が求められる。
- ・今後も健康診査の未受診児の把握に努める。
- ・各種面接や訪問においては、支援者の高いスキルが求められ専門職がスキルアップするための研修等の機会が引き続き必要である。

②子どもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実

- ・早期就園の増加により在宅子育て家庭が減少しているが、孤立していたり、周囲に頼れない子育て家庭も多く、こども家庭センターの一員としての地域子育て支援センターの役割にあった事業展開が必要である。
- ・ショートステイ等受入施設の空き状況によっては対応困難な場合があり、対象施設の追加検討が必要な一方で、施設の立地によっては市民の利便性が低下する懸念がある。また、安定的な受入体制の確保継続が課題となる。
- ・物価高騰に伴い財源確保が困難である中、園舎老朽化に伴う大規模修繕の実施だけでなく、市の施策に合致する取り組みの実施可否等、総合的に整備の必要性について慎重に判断する必要がある。
- ・近隣他市の保育士確保対策が進み、本市の保育士確保事業との差別化が困難になってきている。
- ・障がい児保育サポート等利用調整事務では、0～2歳児での入所児童の増加に伴い、3歳児進級のタイミングでサポート枠に切り替わるケースが増加している。そのため、在宅児童の新規サポート枠の確保が難しい。
- ・医療的ケア児については受け入れを行う施設が少なく、供給が追いついていない。引き続き、既存施設での医療的ケア児の受け入れに係る交渉を行っていく必要がある。
- ・多様な子どもたちがともに育ち合う環境づくりを進めるため、関係機関との連携強化、研修や巡回指導の充実を図る必要がある。架け橋プログラムにつながる取り組みの一環として研修内容を見直し、関係部局と連携協力をしながら実施することで、幼児教育と小学校教育の円滑な接続となるよう努める。

(2) 子どもが成長できる社会づくり～学童期・思春期～

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	80.20%	83.9%				
放課後児童室の待機児童数	0人	0人				
いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業相談対応件数	320件	403件				

【成果】

①子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり

- ・基礎学力の一層の向上に取り組むとともに言語活動の充実、情報活用能力の育成の解決に向けて、大阪府教育庁の事業の活用や、市事業の内容整備をする等、全小中学校及び義務教育学校における学力向上の支援を行った。また、各中学校区における小中一貫教育の研究を進めるとともにICT機器等を積極的に活用した授業の提案や学習指導の工夫改善に取り組んだ。
- ・市内の全ての小中学校で自他の命を大切に作る取り組みを実施することにより、子どもたちが命の尊さを考え、命を大切に作る気持ちを育む機会となった。
- ・ICT支援員による支援を継続し、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、学習者用端末及び教職員用端末の更新を完了した。また、教職員向け啓発動画や児童生徒向け活用マニュアルを作成し、端末の適切な運用及び管理体制の強化に取り組んだ。
- ・部活動改革では休日における「地域展開」のモデル事業の種目を拡充し、民間プールを活用した水泳授業については桂小学校・北山本小学校において継続実施した。
- ・学校が保護者や地域住民等の信頼に応えるとともに、協力を得る等、連携を取りながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを一層推進するよう、学校評議員を各学校に配置した。
- ・学校給食に地場産野菜を使用した献立を計画より多く実施でき、児童生徒に地域食材を知る機会を提供できた。また、学校での食育の取り組みをホームページ等で周知し、家庭や地域を含めて食育への関心を高める啓発を行った。
- ・3歳6か月児健康診査において、食生活改善推進員による手作りおやつを紹介・試食を行った。
- ・地域における健康づくりの取り組みにおいて、小学校の社会見学や授業での健康教育や、地域行事での普及啓発等、食育に関する取り組みを行った。

②すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり

- ・放課後児童室では希望する児童全員を受け入れ、児童が安心して生活できる放課後の居場所を確保することができた。
- ・スクールキッズ・スクエア事業においては児童の成長段階等に応じ、保護者が選択できる新しい居場所づくりに寄与することができた。

③いじめ防止、早期発見

- ・保護者や学校等に直接相談しづらい悩みを持つ児童生徒が一定数いる中、来庁や電話以外の相談ツールとして、いじめ報告・相談アプリや手紙相談事業を実施することで、児童生徒が抱える問題に直接的に相談対応することができた。
- ・脱いじめ傍観者教育や「八尾市こどもサミット」の実施等により、「いじめをしない、させない、許さない」環境の醸成を図った。また、外部専門家との連携による早期発見・初期対応体制の強化や教職員研修の実施等、学校におけるいじめ問題への対応力の強化を図った。

④不登校の子どもへの支援

- ・不登校となった児童生徒が社会的自立を果たし、また、学校に復帰できるよう、身体的・心理的に負担なく通いやすい「さわやかルーム」となるよう必要な手立てを講じ、きめ細やかな指導支援を行った。
- ・福祉的な専門的知識技能を持ったスクールソーシャルワーカーによる教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークの構築等、継続的な支援によって少しずつではあるが好転するケースもあり、不登校児童生徒の課題改善、社会的自立につながった。

【課題】

①子どもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり

- ・中学校区を基盤とした「学力向上」に向けた取り組みの推進及び学びの連続性を意識した小・中連携を推進するとともに、小中一貫教育についての取り組みを進める必要がある。
- ・学校において「命を育む教育」の趣旨に沿った取り組みを実施できるような支援の継続が必要である。
- ・デジタルツールを用いて児童生徒が互いの意見をリアルタイムに共有し対話を通じて考えを深めること等の課題解決のため、授業支援ソフト等の更改にあたっては、本市の実態に適したシステムを選定する必要がある。また、情報機器やシステムの維持管理及び更新を計画的に進めるとともに、次世代校務DXへの対応に向けて、関係部局と連携しながらネットワーク統合等のICT基盤整備を推進していく必要がある。
- ・部活動改革における「拠点校方式」の導入に伴い、放課後等における生徒の他校への移動や教員の負担軽減が課題となっている。また「地域展開」においては、教育的意義を維持しつつ、専門性を持った外部人材や財源の確保といった持続可能な運営体制の構築が必要である。
- ・学校、地域、関係機関等との連携を深めるとともに、コミュニティスクールの実施に向け、さらに検討・準備を進める必要がある。
- ・市民が食育への関心を持ってもらい、健康づくりに役立つよう、さらにホームページ等で周知を図る必要がある。
- ・各ライフステージに応じた関係部局との連携体制が十分に構築できておらず、効果的な事業展開に至っていないことが大きな課題。

②すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり

- ・放課後児童室入室ニーズは今後もますます増加することが予想され、保育スペースや指導員の確保が課題である。
- ・スクールキッズ・スクエア事業では利用児童数増加に伴い、小学校や教育委員会と密に連携を取りながら施設整備を行う必要がある。

③いじめ防止、早期発見

- ・被害児童を取り巻く環境を把握したうえで、いじめの適切な認知や早期解消のため、市教育委員会との連携や協議を密に図る必要がある。
- ・いじめの未然防止や早期発見・早期対応については、関係機関や専門家等とのさらなる連携が必要である。

④不登校の子どもへの支援

- ・相談内容の多くが発達や学習、不登校に関するものであり、相談支援だけでは解決しづらいため、学校をはじめ、関係機関との連携が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、児童生徒の課題を見立てる教職員の能力向上と、解決に向けた確に対応できる学校体制整備に向けた支援を行う必要がある。

(3) 若者が希望をもち自立・チャレンジできる環境づくり～青年期～

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
地域就労支援センターにおける相談者の雇用達成の割合	30.20%	31%				
若者相談窓に相談のあった人数（実相談人数）	78人	90人				

【成果】

①将来に向かう力を育む支援

- ・こども・若者育成支援提案事業の対象者について、若者がチャレンジできる環境づくりに資するよう内容の見直しに取り組んだ。

②安定した生活を送るための就労支援

- ・地域就労支援事業において、他の相談機関との連携をさらに緊密化し、就労困難者等への包括的な支援体制を強化した。また、一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、就労に結びついた件数は増加した。
- ・求職者の就労支援や事業所の人材確保支援として会社説明会・面接会の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を運営し求職者と事業者のマッチングを行った。
- ・就労支援員によるハローワークへの同行や関係機関との連携により、就労を支援するとともに、就労意欲の低下がみられる保護受給者に対してはキャリアカウンセラーによるカウンセリングにより就労意欲を喚起する等、きめ細やかな支援を実施し、生活保護受給者の自立を図った。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

- ・さまざまな事情を抱えた子ども・若者とその家族に対し、適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要なとする専門的な支援を行う等、一人ひとりの特性や状況に寄り添い幅広く対応を行った。さらに各種支援機関等と連携した支援や、支援につながりにくい若者等へのアウトリーチを通じた支援を展開することができた。
- ・消費生活センターへのこどもからの相談件数は417件であり、センターへの全相談件数1,987件の内、30歳代までの件数の合計である。年齢不詳・不明は件数に含めていないため、実数はもう少し多いと思われる。

④結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ・おおさか結婚応援ネットワーク会議に参加し、大阪府と連携した結婚支援の取り組みを行った。
- ・八尾市中古住宅マイホーム取得補助制度では、義務教育終了前の子が、1人以上いる世帯について補助金額を加算するとともに、3人以上いる世帯についてはさらに加算を行っている。

【課題】

①将来に向かう力を育む支援

- ・こども・若者育成支援提案事業について、若者主体とする事業の見直しを行う中で、若者のニーズをどう事業に反映し運用していくかが課題である。

②安定した生活を送るための就労支援

- ・就労困難者等の課題の複雑化により、就労に至るまでの期間が長期化する傾向にあり、就労実現のために事業所への理解の醸成を図っていく必要がある。また、就労困難者等の早期就労を実現するため、相談者一人ひとりの状況を把握し、寄り添い、適切な支援を円滑に実施できるよう関係機関等との連携を深めることが必要である。
- ・稼働能力を有するにも関わらず就労に至っていない保護受給者に対しては、就労意欲が低下する前に就労開始できるよう速やかな支援が必要である。また、身体的・精神的に何らかの問題を抱える就労困難な世帯に対して、課題を解決し就労を実現できるよう寄り添った支援が必要である。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

- ・子ども・若者が抱えるより複雑・複合化した課題等に対しては、多機関で連携し、チーム支援を展開する必要がある。
- ・こどもの消費者トラブルの傾向として、スマホやSNS、インターネット関連のトラブルが多い傾向にあり、今後とも増加していくことが予想される。目標の達成のためには、こどもへの消費生活センターの認知度を向上させるとともに、消費者トラブル件数を減らすための啓発活動も並行して行わなければならない。

④結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- ・当事者のニーズやライフスタイルに合わせた結婚支援の取り組みが必要になる。
- ・八尾市中古住宅マイホーム取得補助制度は、空家等の発生予防及び若者や新婚、子育て世帯の市外からの転入、定住を促進することも目的としており、近隣他市の同様の補助制度と比較しても内容は充実しているため、市内のみならず幅広く周知する必要がある。

基本方向3

保護者が安心して子育てができる環境を確保します

【めざす姿】 子育てしやすい環境が整っていると思う 市民の割合	目標 令和11年度 (2029年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
	70%	38.1%				

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
児童手当給付対象児童数	28,046人	34,587人				
幼児教育・保育の無償化認定者数	1,078人	496人				

【成果】
①切れ目のない経済的な負担軽減
・ 幼児保育・保育の無償化においては、ホームページや通知等、問い合わせがあった際の丁寧な案内等、複雑な幼児教育・保育無償化制度に伴う周知に努め、経済的負担の軽減を促進した。 ・ 助産の実施について八尾市内だけではなく近隣市町村助産施設での措置を可能にすることにより、出産費用に関する不安を取り除き、出産費用の負担が困難な妊婦への経済的支援に努めた。 ・ 不育症治療費等助成事業において、令和7年度より助成対象の追加により、不育症治療を受けている 夫婦の利用数が増え、経済的負担の軽減を図った。 ・ 低所得世帯や不慮の事情により、一時的に困窮している世帯への緊急的な貸し付けとして、一定のニーズがあることから生活援護資金貸付制度事業を実施。また、貸付業務だけでなく、相談内容を踏まえて適切な支援機関へつなぐ等、相談者の自立を援助する取り組みを実施した。
②児童の健やかな成長のための手当等の支給
・ 市広報で特別障がい者手当等支給事業についての啓発を行い、身体障がい者手帳等の交付時に手当についての説明を掲載したしおりを配付し、案内を行うことで、効果的な周知を図った。 ・ 業務プロセスの効率化や迅速な処理体制を構築し、対象者へ迅速かつ確実に児童手当等を支給した。 ・ 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対する支援を適切に実施し、教育の機会均等及び児童・生徒が学業に専念できる環境の構築に貢献した。
③子どもの健康を守るための医療費等の負担軽減
・ 重度障がい者に対し医療費の一部を公費助成することにより、経済的負担の軽減や生活の安定、福祉の増進を図ることにつなげた。 ・ 生後1か月児に『予防接種案内』を送付するとともに、ホームページ・市政だより等で、予防接種の普及啓発に努めた。特に、予防接種案内に同封している「予防接種手帳」においては、疾病の症状やワクチンの副反応等を詳しく解説することで、保護者が正しい知識を持ち、安心して接種できる環境を整えた。 ・ 少子化対策及び子育て支援策として、子どもの医療にかかる医療費の一部を助成することで、子どもの健全育成及び児童福祉の向上に寄与した。 ・ ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減や生活の安定と児童の健全な育成を図ることができ、施策へ高く寄与した。 ・ 未熟児養育医療給付事業においては未熟児の健全な育成を図る意味ではニーズが高く、経済的負担の軽減を図った。

【課題】

①切れ目のない経済的な負担軽減

- ・ 幼児保育・保育の無償化の対応においては教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の期限切れ前のフォロー（郵送、電話）が必要な保護者が一定数存在するため、早い段階で対象保護者に認定変更手続き等の勧奨が必要である。
- ・ 助産については児童福祉法の規定に基づいた実施であり、出産にかかる費用について不安を持つ方が安心して出産するために必要な事業であるが、産科医不足による助産施設の減少が課題となっている。
- ・ 不育症治療費等助成事業の助成対象が追加されるため、不育症治療費等助成事業を必要とする方が早い段階で情報を得て利用できるよう、情報をホームページ等で周知していく必要がある。

②児童の健やかな成長のための手当等の支給

- ・ 長期入院や施設入所、年金受給状況等による特別障がい者手当等の受給資格を喪失する者の実態を把握することが困難であるため、資格喪失事由の周知を徹底し、各関係機関や係との連携を図り、長期入院や施設入所等の適正な確認に努める。
- ・ 児童手当等においては対象者へ迅速かつ確実に支給するため、持続可能な業務執行体制の構築が必要である。
- ・ 就学援助制度および特別支援学校就学奨励補助事業については、その時々を経済情勢や今後の景気動向に左右されるため、支援を要する児童・生徒の保護者に対し適切な支援を行えるよう、生活保護基準を準用している市内の他制度の運用状況もふまえて認定基準の見直しや制度のあり方等を検討する必要がある。

③子どもの健康を守るための医療費等の負担軽減

- ・ 重度障がい者医療費助成事業においては制度変更による混乱をきたさないように事業を運営する必要がある。また、大阪府の制度に基づき実施しており、平成30年度の制度再構築により公費負担が増加していることから、市単の入院時食事代のあり方については、持続可能な制度運用を図るうえで継続的な検討が必要。
- ・ 国や他市の動向等最新の情報を収集し、市民や医療機関に対してデジタル化のメリットや操作方法を分かりやすく発信するなどの丁寧な周知と体制の整備に取り組み、新体制へのスムーズな移行を進める必要がある。
- ・ 未熟児養育医療給付事業において制度の趣旨や他制度との優先関係について、理解を得られるよう対象者に丁寧な説明等を行う。また、適切な審査及び迅速な給付を実施する。

(2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
地域子育て支援拠点事業での子育て相談件数	4,791件	5,661件				
家庭教育学級の延べ実施回数	7回	10回				

【成果】

①ライフスタイルの多様化に応じた子育て支援の推進

- ・ママ・サポート事業、ファミリー・サポート・センター事業において、電子申請を活用した登録の簡易化や、依頼があっても支援ができる会員が見つからないケースがないよう、援助会員養成講座の周知に努めるなど、ライフスタイルの多様化に伴うさまざまな子育て支援のニーズに対応できるよう担い手の確保に努めた。
- ・市政だよりや市ホームページ、SNS等を活用し、市民が必要とする市政情報にアクセスしやすい環境整備を進めた。また、生活応援アプリ「やおっぷ!」でのプッシュ通知機能を活用しながら子育てに関する情報発信に努め、利用者一人ひとりに合わせた支援や情報提供を行った。
- ・地域子育て支援推進事業において、母子保健係、地域子育て支援拠点、こども園との連携を行うことで、支援が必要な親子の情報共有や事業内容改善や子育て支援情報の共有、地域子育て支援拠点の周知を行った。
- ・地域子育てつながりセンターでは地域支援事業の実施回数を増やし、地域で子育て支援活動を行っている民生委員・児童委員等への支援・交流の機会づくりを行った。ニーズに合わせた情報提供を行うことができるよう、他の地域子育て支援拠点との情報共有を行った。
- ・子育て支援事業においては幼児とその保護者を対象とした教室や交流の場を開放し、コミュニケーション促進と交流活動の活性化を図るとともに、子育て中の保護者とのコミュニケーションをとることでニーズを把握した。
- ・保育・こども園課窓口を利用者支援員を配置し、認定こども園・保育所（園）の入所に関する相談のほか、さまざまな保育サービス等の情報提供とともに各関係機関との連携に努めた。

②地域の自主的な子育て支援活動の活性化

- ・地域団体等が実施するイベントに移動式赤ちゃんの駅の出貸を行い、乳幼児連れの子育て世帯が安心して外出しやすい環境の醸成に寄与した。
- ・社会福祉協議会との連携を強化し、地域活動の担い手づくりとして、小・中学校向けの「ボランティア体験プログラム」を実施し、幅広い年齢層にボランティア活動を知ってもらえる取り組みを展開した。また、ボランティア入門講座の開催にあたっては、民生委員・児童委員や地区福祉委員会、社会福祉施設に声をかけ、地域活動者同士の連携の場づくりに寄与した。ボランティアセンターのホームページを立ち上げ、SNSなども活用した情報を発信した。
- ・地域まちづくり推進事業において、各校区まちづくり協議会が策定した「わがまち推進計画」に基づく多様な地域活動が展開され、子育て支援や世代間交流、登校時の見守り活動など、こどもを対象とした取り組みが実施された。
- ・すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、切れ目のない包括的支援を行うため、こども相談事業において母子保健、児童福祉の両機能を備えたこども総合支援センター「ほっぷ」における体制整備の充実を図り、専門職の配置を進め、こども総合支援センターとしての体制強化を図り、総合的な支援を実施した。
- ・地域子育て支援推進事業においては、母子保健係、地域子育て支援拠点、こども園との連携を行うことで、支援が必要な親子の情報共有や事業内容改善や子育て支援情報の共有、地域子育て支援拠点の周知を行った。また、利用者一人ひとりに合わせた支援や情報提供を行った。

③すべての保護者が安心してできる家庭教育の支援

- ・保護者や子育てへの支援活動に関わっている人を対象とした家庭教育力UPサポート事業を実施し、小学校とPTAとが連携した講座等の学習機会の創出を図った。

【課題】

①ライフスタイルの多様化に応じた子育て支援の推進

- ・ ママ・サポート事業においては、就労状況などにより家族等からの支援を受けられない妊産婦が出産前後に安価に家事支援等を利用できるものであり、セーフティネットとしての側面も併せ持つ有用な事業であるため、利用日までの流れをわかりやすく示す等必要な時期にスムーズに利用できるようにし利用促進を図る必要がある。また、委託先であるシルバー人材センター側の対応できる人員不足も課題として挙げられる。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業においては、保育ニーズの低年齢化やそれに対応する入所枠の増加等により、依頼数や活動数が変動する可能性があるが、依頼に対応できるように援助会員の確保に努める必要がある。☒
- ・ 市民が目的や状況に応じて必要な市政情報を入手できるよう、多様な媒体を活用した、アクセスしやすい環境整備を進め、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進に向けて、課題や悩みを抱えるこどもや子育て当事者のニーズに合った発信方法等を検討する必要がある。
- ・ 地域子育て支援推進事業においては、早期就園増により在宅子育て家庭が減少しているが、孤立していたり、周囲に頼れない子育て家庭も多く、いつでも開設している地域の子育て支援拠点の存在は大きい。こども家庭センターの一員としての地域子育て支援センターの役割にあった事業展開が必要である。また併設こども園や母子保健担当、他の子育て支援拠点（つどいの広場・地域子育てつながりセンター）等、他職種との連携を密にして、子育て支援の質の向上を図り、地域の子育て情報について共有・発信を行う必要がある。
- ・ 青少年会館における子育て支援事業の事業内容・手法について、費用対効果を含めた検討を行う必要がある。
- ・ 家庭支援推進認定こども園事業においては入園時、名前等では支援が必要がどうかかわからないことが多く、入園後に迅速な対応で、園運営を円滑にしていけるよう対話支援カードや翻訳版の文書を用意する等、教材の準備が必要。
- ・ 利用者支援事業においては変化が多く複雑化した子育て支援制度に対して不安を抱えている保護者は多く、より多くの方にきめ細やかなサービスを行うため、多様なニーズに合わせてわかりやすく丁寧に情報提供ができるよう、複雑化した制度や多岐にわたる保育サービスに関する知識を習得することによる利用者支援員の更なる能力・スキルの向上、制度の周知の方法などの検討が必要である。

②地域の自主的な子育て支援活動の活性化

- ・ 新たな民間施設からの申請が積極的でないことが想定される。また、地域イベントにおいて、移動式赤ちゃんの駅の貸出の周知が必要である。
- ・ ボランティアセンターが社会福祉会館へ移転した（令和7年5月）ことに伴い、社会福祉協議会の各部署が一体となって、小地域ネットワーク活動とテーマ型ボランティアを結び付けるなど、社会福祉協議会とのコーディネート機能を強化する必要がある。
また、ボランティア登録者数が年々減少しており、こども等幅広い年齢層への様々なPRが必要であり、つどいとの連携を行う等、人材が幅広い分野で活躍いただけるよう取り組む必要がある。
- ・ 引き続き各校区まちづくり協議会における子どもを見守り育てる環境整備につながる取り組みを支援するとともに、各協議会の自主的・主体的な取り組みを尊重しながら、当該活動が持続的に展開されるよう、交付金制度の適切な運用を通じて支援していく必要がある。
- ・ こども相談事業においては、相談内容の複雑化と相談ニーズの増加に対応力を強化するため、専門職の適切な配置と職員の資質向上によるさらなる支援体制の充実と人材育成が課題となる。切れ目のない子育て支援を推進する中で、八尾市こども総合支援センターの支援体制及び支援施策の充実は重要であり、母子保健と児童福祉が一体となった「こども家庭センター」として機能するための相談支援体制の強化が求められる。
- ・ 地域子育て支援推進事業においては、早期就園増により在宅子育て家庭が減少しているが、孤立していたり、周囲に頼れない子育て家庭も多く、いつでも開設している地域の子育て支援拠点の存在は大きい。安心して子育てできる環境を整備するため、こども家庭センターの一員としての地域子育て支援センターの役割にあった事業展開が必要である。また、併設こども園や母子保健担当、子育て支援拠点等他職種との連携を密にして、子育て支援の質の向上を図り、地域の子育て情報について共有・発信を行う必要がある。

③すべての保護者が安心してできる家庭教育の支援

- ・ 家庭の教育力UPサポート事業については、コロナ禍以降、実績値が減っているため、小学校及びPTAに対して、引き続き、事業活用の周知が必要。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
男女共同参画が実現していると思う市民の割合	27.70%	36.8%				

【成果】

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

- ・職場内（庁内）の福利厚生充実により、父親が早期から育児に関わることで、こどもの情緒安定や愛着形成を促し、「育児は父母で協力しあいながら担うもの」という認識を強める契機とし、母親の産後うつ予防につなげた。
- ・男女共同参画社会の実現をテーマとした研修を実施することで、研修を通じ性別を問わず、誰もが主体的にキャリアと家庭・地域生活を構築できる職場文化の定着を図り、目標達成につながった。

②共働き・子育ての推進

- ・親子向けはみがきセミナーと女性の健康セミナーを実施した。親子向けはみがきセミナーの実施は、歯の健康を共に考える時間となっただけでなく、親子間の対話を豊かにはぐくみ、誰もが育児に主体的に関わる大切な一歩となった。
- ・仕事と家庭の両立支援子育て支援の強化を図るため、ファミリー・サポート・センター事業において、依頼があっても支援ができる会員が見つからないケースがないよう、援助会員養成講座の周知に努めるなど、ニーズに対応できるよう援助会員の確保に努めた。
- ・本市で多くを占める中小企業の社会的地位や魅力の向上だけでなく、市民が安心して働くために人権意識の向上や市内企業の福利厚生等の充実による魅力向上を図り、事業所の人材定着・確保につなげた。
- ・ワークサポートセンターでは、国の地域職業相談室と市の中央地域就労支援センターが役割分担を行いながら連携し、職業紹介及び就労相談を効率的に実施した。また、勤労者法律相談を実施しており、勤労者の労働に対する不安等の解消を担った。

【課題】

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

- ・職場内（庁内）の福利厚生を充実させることで、父親が一定期間の育児休業を取得することが、こどもの育成にプラス効果をもたらすと期待し、職場の理解と協力が必要だが、男性職員の育休取得が増えるほど、男性が育休をとることが自然な選択肢として、職員自身にも職場にも受け入れられるようになっていくと考えるため、配偶者が出産または出産を控える男性職員に、育児休業の取得を働きかけていく必要がある。
 - ・「男女平等になった」と感じる人が増える一方で、実際には家事や育児の負担が女性に偏っていたり、「男はこうあるべき」といった思い込みが根深く残っていたりするといった、アンケートの数字には表れにくい、人々の「思い込み」や、生活スタイルの差が課題として残っている。
- また「実際の行動」につながるよう、男性がもっと当たり前に育児や家事に関わり、性別に関係なく誰もが大切な話し合いの場に参加できるような取り組みや、「本当の意味での男女共同参画」をめざして、より役立つ取り組みが必要である。

②共働き・子育ての推進

- ・男女共同参画推進するにあたっては、意識の高い層のみが参加する「層の固定化」等が課題である。また、多忙な子育て・現役世代が参加しやすい形で実施できるかや、そもそも興味をもってもらうことができるかという点も重要な懸念材料である。そのためテーマを幅広く設定することや、参加しやすい仕組みづくりを考慮しながら、取り組みを実施する必要がある。
- ・ファミリー・サポート・センター事業において、保育ニーズの低年齢化やそれに対応する入所枠の増加等により、依頼数や活動数変動する可能性があるが、依頼に対応できるように援助会員の確保に努める必要がある。
- ・ダイバーシティを推進するにあたって、就労困難者等の早期就労を実現できるよう、相談者一人ひとりの状況を把握し、適切な支援を円滑に実施できるよう関係機関等との連携、就労実現のための事業所への理解の醸成を深めることが必要である。
- ・ワークサポートセンターを令和8年度中により利便性の高い場所への移転を計画しており、市民が身近に就労支援を受けることができるよう職業生活の安定及び勤労意欲の維持・高揚を図っていく。また、移転を契機として、ワークサポートセンターの利用者増が図れるよう、周知・広報を積極的に行う必要がある。

(4) ひとり親家庭等への支援

アウトプット指標	基準値 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 実績	令和9年度 (2027年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 実績	令和11年度 (2029年度) 実績
母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給件数	22件	18件				
母子・父子自立支援員への相談件数	403件	292件				

【成果】

①ひとり親家庭等が抱える課題への支援

- ・生活困窮者支援調整会議等を活用し、ひとり親家庭等の個別ケースの情報共有や協議を行い、関係機関とチーム支援を実施した。また、支援に繋がらない人や世帯に対してアウトリーチ支援員が早期発見、継続支援に努めた。
- ・民生委員・児童委員との連携により、ひとり親家庭等の生活保護受給世帯が地域において安定した生活ができるよう支援を行った。
- ・大学にて「ひとり親家庭への支援の取り組みについて」をテーマに、ひとり親家庭の現状、母子家庭等自立支援給付金等の支援の制度や取り組みについて学生に講義を行うことで、八尾市で実施するひとり親家庭への支援制度を周知した。また、自立支援員の研修に積極的に参加することで、専門知識の習得や相談スキル向上につなげるとともに、相談内容に応じて関係課と連携し、各種施策を活用しながら、ひとり親家庭の自立支援に努めた。
- ・ひとり親家庭に対し、手当の支給、医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減や生活の安定と児童の健全な育成を図ることができ、施策へ寄与した。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業においては、高等教育の修学支援制度をはじめとした他の奨学金制度の充実により、相談件数は減少傾向にあるが、当該貸付事業や他制度も含め適切に案内した。償還事務については、一部滞納は債権回収委託を行うことで滞納分の収納率向上を図り、債権回収会社が世帯の課題を見つけた場合は、世帯への支援を行う連携を取った。
- ・他の相談機関との連携を更に緊密化し、就労困難者への包括的な支援体制を強化した。また、就労困難者等の雇用状況が厳しい中、一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、就労に結びついた件数は増加した。

②ひとり親家庭等に対する相談支援の強化

- ・母子・父子自立支援員の研修に積極的に参加することで、専門知識の習得や相談スキル向上につなげるとともに、相談内容に応じて関係課と連携し、各種施策を活用しながら、ひとり親家庭等の自立支援に努めた。
- ・母子・父子自立支援員との相談を通じ、ひとり親家庭等の経済的な自立、就労等による自立を支援することで生活の安定へつなげた。
- ・母子生活支援施設にて必要な保護を行うことにより、母親と子どもの生活の安定を確保することができた。母子生活相談から保護が必要な母子について措置し、DV被害者を含む対象者へ適切な対応を行った。

③親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進

- ・養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者が認識する契機にするため、戸籍担当部署が協議離婚届を手渡す際や、児童扶養手当の現況届の案内送付時に養育費の確保支援のチラシを同封することで、離婚前後の養育費の確保に係る支援施策の周知を図った。

【課題】

①ひとり親家庭等が抱える課題への支援

- ・生活困窮者の抱える課題が複雑化・複合化し、現行制度の中で対応が困難なケースも生じていることから、支援につながらない人や世帯に対し、アウトリーチによる支援ができるよう、引き続き相談支援員のスキルアップと相談対応の組織力向上を図る必要がある。また、関係機関や民間団体、地域住民との連携を強化し、組織横断的な支援体制を構築しながら、生活困窮者の自立に向けた支援が必要である。
- ・生活保護事務においては、市民が生活に困窮した際に、必要な支援を適切に受けられ安定した生活を送ることができるように、生活保護の適正な運用を実施していくことが必要である。
- ・母子家庭等自立支援事業等においては、関連する制度改正が多くあるため、相談に対応する母子・父子自立支援員の知識や相談スキルの研鑽が必要となり、ひとり親家庭それぞれの状況を十分に把握し、自立支援に向けて適切な事業を提案していく必要がある。
ひとり親家庭の自立支援施策は、国が制度拡充を行っている。今後も制度の周知に努め、補助金等を有効活用して引き続きひとり親家庭の自立支援を実施していく。
- ・児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費公費負担事業については、持続可能な業務執行体制の構築に向け、業務整理や役割分担の見直し等により、事務負担の軽減を図る必要がある。
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還事務については、償還指導を行うとともに、一部の債務者は債権回収委託を行い滞納分の収納率向上をめざす。
- ・就労困難者等の課題の複雑化により、就労に至るまでの期間が長期化する傾向にあり、就労実現のために事業所への理解の醸成を図っていく必要がある。また、就労困難者等の早期就労を実現するため、相談者一人ひとりの状況を把握し、寄り添い、適切な支援を円滑に実施できるよう関係機関等との連携を深めることが必要である。

②ひとり親家庭等に対する相談支援の強化

- ・母子家庭等自立支援事業（母子家庭等日常生活支援事業）（母子家庭等自立支援給付金）においては、関連する制度改正が多くあるため、相談に対応する母子・父子自立支援員の知識や相談スキルの研鑽が必要となり、ひとり親家庭それぞれの状況を十分に把握し、自立支援に向けて適切な事業を提案していく必要がある。
ひとり親家庭の自立支援施策は、国が制度拡充を行っている。今後も制度の周知に努め、補助金等を有効活用して引き続きひとり親家庭の自立支援を実施していく。
- ・母子保護の実施については対象者の多くがDV被害者である現状から、人権政策課をはじめとした庁内関係各課や、一時保護を念頭にした児童相談所との連携強化が課題となる。
また、人権政策課をはじめとした庁内関係各課や児童相談所と連携の上、対象世帯の状況や支援ニーズを丁寧に把握し、必要性を適切に判断した上での実施が求められる。

③親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取り決めの促進

- ・ひとり親家庭それぞれの状況を十分に把握し、自立支援に向けて適切な事業を提案していく必要がある。関連する制度改正が多くあるため、相談に対応する母子・父子自立支援員の知識や相談スキルの研鑽も必要となる。また、民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）が令和8年4月1日に施行されたことに伴い、広く周知を行うとともに、施行後の国の動向およびひとり親世帯の現状把握に努める。